

年月日	事実（赤字は被告加筆）	証拠	争いの有無
	<p>背景</p> <p>御船町の竹林面積は約760haに及び、町の面積に占める割合では県内一位である。 この竹林と御船町との関わり方は次のような経過を辿ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内屈指の竹林面積を誇る御船町では、竹材を活用した産業（割り箸、海苔竹）や筍の生産・加工業（最盛期にはJAの缶詰工場も操業）が盛んで、中山間地域として産業に乏しい御船町においては、これら三本柱（割り箸、海苔竹、筍）が重要な基幹産業となっており、地域経済の一翼を担っていた（昭和40年代～平成初期まで）。</li> <li>・しかしその後、時代の流れは石油製品へと変わり竹製品の需要が低迷し、また、中国から安価な竹箸や筍等の輸入が増えたことで、御船町の竹産業も急速に衰退していった。</li> <li>・そして、このようにして竹産業が衰退したことで、放置竹林など荒廃した竹山林が出現・増加し、物理的に竹林による農地や人工林への浸食を来すのみならず、生活・経済系としての里山の崩壊、環境としての山腹の崩壊（災害）へとつながることとなった。</li> <li>・また、そもそも竹産業の衰退は、中山間地域の雇用を失わしめ若年労働者の流出を招いたうえ、住民の所得水準を低下させることともなった。</li> <li>・そのため、住民（特に中山間地域）から、放置竹林の解消等、里山の再生を願う声が上がリ、これが高まっていった。</li> </ul>	Z7	
平成13年1月	甲斐前町長の主導により、森林の健全な育成と竹資源の有効利活用を目的とする「御船町竹振興会」が設立された。	Z7	
平成16年9月	甲斐前町長と 氏（当時、竹資源研究所所長。現在、御船竹資源(株)代表者。）の出会いから、農業関係者を集めた「竹の有効活用を行うための循環型社会の構築」に向けた講演会が開催された。	Z7	
平成19年			
4月	民間で、竹の有効利活用を目指した組織「NPO熊本環境資源ネットワーク」が設立された。	Z7	
11月ころ	御船町が九州農政局に、「バイオマスタウン構想策定事業実施計画書」提出する。	Z8の2	なし
11月16日～平成20年3月24日	御船町が、第1回～第4回バイオマスタウン構想策定専門部会を設置、開催する。	Z10の1、10の2・16、17頁	
12月05日	九州農政局から、御船町にバイオマスタウン構想策定にかかる地域バイオマス利活用交付金の割当内示がなされる。	Z9	なし
平成20年			
1月16日～3月24日	御船町が、第1回～第3回バイオマスタウン構想検討委員会を設置、開催する。	Z10の1、Z10の2・16、17頁	
3月25日	御船町が農林水産省に、「堆肥の品質の向上と利用促進」「熱・電力エネルギー利用システムの導入と利用促進」「廃食用油の軽油代替燃料化による利活促進」「木質バイオマスの利用促進」「竹のマテリアル利用及びエネルギー利用」といったバイオマス利活用方法を掲げてバイオマスの利活用推進を謳い、地域の現状分析から利活用目標の設定及び実施により期待される効果の試算等にわたるバイオマスタウン構想を提出する。	Z10の1、10の2	宛先は九州農政局
4月25日	議会及び御船町課長クラスを対象に事業化説明会が開かれる。	Z12の1、Z12の2	
4月30日	農林水産省が御船町のバイオマスタウン構想を承認し公表する。	Z10の2・21頁	積極的には争わないが、バイオマスタウン構想は、農林水産省を含む一府六省で構成されるバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議において基準に合致しているか検討された後、公表されるものである。
5月23日	御船町竹バイオマス事業担当課係長芥川氏が 氏らと熊本県庁を訪れ、竹バイオマス事業会社の工場用地候補である白岩産業団地について、1回目の相談する。  内容 と氏「平成20年11月の着手を、あるいは遅くとも平成21年1月までに着手したい」「区画はA区画を予定している。分譲か賃貸のどちらかはっきり決まっていないが、分譲の場合の単価は、見直されると聞いたが？」 県「申し込みが確実ということであれば希望区画の優先的な分譲の検討可能。」「分譲単価について（中略）具体的な金額までは確定できていない。」	甲35の2 別添「用地紹介記録」	芥川氏は同事業を主管する企画財政課企業誘致係係長であった。
7月14日	御船町職員の野口氏、芥川氏、島田氏が、高知県春野町（現高知市）を訪問する。 「参加事業者次第では初めは対応がいいが事業が進んでくると行政の考えを聞かず、自社の利益だけを追求するようになる。行政が基本姿勢をもち進めていくことが必要であり、自分たちの目で確かめ、調査することが重要だ」と高知市春野地域振興局の中曽根主幹から言われたことを報告する（旅行復命書、芥川氏）。 「先生の言うとおりにするのではなく、一つ一つ考えながら物事を進めること」とも中曽根主幹から言われたことを報告する（旅行復命書、島田氏）。	甲39、甲40、甲41	なし

年月日	事実（赤字は被告加筆）	証拠	争いの有無
7月17日	第1回竹事業会社設立関係者打ち合わせ 内容 ・設立までの大まかなスケジュール（設立8月下旬、登記9月を予定） ・勉強会、説明会の開催について ・7月23日に九州農政局に現状説明に行くこと	乙17	
7月23日	御船町が、九州農政局に対して竹バイオマス事業化に向けた進捗状況につき現状説明 九州農政局からは「事業計画書を出してほしい」「本年度の予算は確保している。」等と促された。	乙17、乙20	
7月28日～ 8月2日	竹林所有者及び住民向けに、竹バイオマス事業にかかる竹林調査事業説明会が開催される。	乙14の1、 乙14の2、 乙15	
7月30日	第2回竹事業会社設立関係者打ち合わせ 内容 ・九州農政局に対する現状説明等の結果報告	乙20	
8月5日、6 日	御船町職員が、林野庁及び国会議員にバイオマスタウン竹事業について説明する。	乙18の1、 乙18の2	
8月19日	第3回竹事業会社設立関係者打ち合わせ 内容 ・9月4日に会社設立の予定であること ・事業計画書の作成、提出について ・用地の申し入れについて熊本県企業立地課へ	乙21	
9月ころ	熊本県（企業立地課）が、御船竹資源（株）の用地確保に応じて予定地につき「予約済」と熊本県パンフレット「県営工業団地 分譲価格改定のご案内」に記載。	乙177	
9月4日	第4回竹事業会社設立関係者打ち合わせ 内容 ・定款の検討等、9月10日に大阪で打ち合わせ予定	乙22	
9月4日	御船竹資源（株）の定款が作成される。発起人御船電設（出資金3000万円）、発起人御環境資源開発（出資金10万円）、発起人（出資金300万円）	乙16の1	なし
9月22日	会計検査院平成19年度決算検査報告を受けて、農林水産省が、「地域バイオマス利活用交付金に係る施設整備事業等の適切な実施について」通達を出すとともに「地域バイオマス利活用交付金（ハード支援）事業実施計画の審査時等におけるチェックマニュアル（案）」を出す。  主なチェック項目及び審査の観点 ○事業実施主体 ・事業実施主体の要件を有するか、また、事業実施主体が都道府県、市町村以外の場合、信頼できるものであるか。 ○目標 ・適正な目標の設定 ＜地域モデルの実証＞施設において利用されるバイオマス量と変換後の成果物の量 ○採択要件 ・採択要件を持たず根拠が明らかか。 ＜地域モデルの実証＞地域で発生し、利用可能なバイオマスのうち、1種類以上のバイオマスについて、バイオマスタウン構想の公表基準である利活用割合に相当するバイオマス量の利活用が図られ、もって、農業等の振興が図られること。 ○事業費 ・国費以外の資金調達の見込みがあるか。★事業着手後、資金調達の手続は進んでいるか。 ○施設計画 ・用地の確保、地域住民の同意等、施設整備に向けて必要な手続は取られているか。★計画通り、施設用地の確保、住民の合意等が取られているか。 ○事業の持続性 ・原料調達が持続的に行われる見込みがあるか。★原料調達に向けた取り組みがなされているか。 ・成果物の販売が持続的に行われる見込みがあるか。★成果物の販売先等が確保されているか。  ★：事業実施期間中ならびに施設運営後においても、事業の安定的運営に向けて確認すべき事項。現地調査、書面審査、ヒアリング等により、審査時に確認した計画内容との照合、変更点の有無、進捗状況等について確認を行う。	甲26、乙24の1～4	「会計検査院平成19年度決算報告を受けて」のものか不知、また、通達ではなく通知である。また、御船町に届いたのは10月16日である。
10月16日	御船竹資源（株）より、御船町へ竹バイオマス事業実施計画書が提出される。 ○事業計画書の主な内容 ・事業の概要 ・事業所概要 ・事業スケジュール ・収支計画概要 ・事業の背景、目的、内容 ・施設整備計画 等	甲18、乙23の1、乙23の4	御船竹資源（株）より提出されたのは「事業計画書」である。

年月日	事実（赤字は被告加筆）	証拠	争いの有無
10月17日	御船竹資源㈱の設立登記がなされる。資本金3310万円。	乙16の2	なし
10月22日、23日	御船町職員が、バイオマス事業に関して関係者及び林野庁に説明	乙19の1、19の2	
10月27日	御船竹資源㈱作成の事業計画書及び御船町作成の事業実施計画書、チェック表等を御船町が九州農政局に提出する。 実施計画書に付された「工場用地について」には「用地について購入するかリースにするかを検討中」との記載あり。 主なチェック事項 ○事業実施主体 ・事業実施主体の要件を有するか、また、事業実施主体が都道府県、市町村以外の場合、信頼できるものであるか。 →御船町バイオマスタウン構想に掲げる竹資源の有効利活用を実現化するための事業目的会社として平成20年10月17日に設立された企業である。 設立当初は、県内企業1社及び県外企業2社の出資により設立し、後日県外企業1社が参加予定であり、事業実施主体として信頼できる企業である。 ○目標 ・適正な目標の設定 →本町の竹林面積763haのうち450haから伐り出しを計画しており、発生量に対する利用量も40%をクリアしており適正な目標設定になっている。 ○事業費 ・国費以外の資金調達の見込みが立っているか。 →日本政策金融公庫熊本支店と中山間地域活性化資金を活用する方向で検討しており、現在事前協議中である。・融資の事前協議に町も同行 ○事業の持続性 ・原料調達が持続的に行われる見込みがあるか。 →伐採搬出については、町も所有者との管理委託契約の仲介をするなど協力していく考え。かつて竹産業が盛んであったこともあり作業道についても整備率も高く、763haのうち約450haが搬出可能であり、フル稼働時にも原料調達は十分に対応できる。 ・成果物の販売が持続的に行われる見込みがあるか。 →突き板：建材メーカー、住宅メーカー、家具メーカー・竹綿：提携予定事業者・竹粉末：提携予定事業者 突き板についてはシックハウス対策・アトピー対策としての活用が広がっており、また竹綿については、オムツなどの材料としてすでに引き合いが来ている。さらに近年の海外材の供給量が制限・減少してきていることから木材に代わるものとして注目を集めており、販売に於いて持続性が期待できる。	乙23の1から5、乙23の6、甲27	最終のチェック表の提出は11月21日である(乙25、後記)。
11月05日	御船町職員芥川氏より九州農政局に、成果物の販路につき需要量を含め報告した。	乙26	
11月06日	御船町職員（芥川氏）、別役氏、日本政策金融公庫が、本件事業に対する融資について協議を行う。日本政策金融公庫から「中山間地域活性化資金」については借入者資格に該当すると伝えられると同時に、「責任を持って保障（ママ、「保証」と思われる）できるところ」が課題として提示される。	乙69、甲21・11、12頁	なし
11月11日～11月18日	九州農政局からの問い合わせ（機材リース料、竹林管理協定、竹材代金、販路（需要者、流通単価等）に芥川氏回答。 また、九州農政局より「金額の大きい事業で採算が取れなくなってしまうかを、新規の設立会社であることから不安視」としながら「安心材料として」成果物の市場価値、評価を求める問い合わせ等に、客観資料の提供、聞き取り集約の提供、試算などで芥川氏は応答。	乙29～49	
11月11日	平成20年度御船町議会第2回（11月）臨時議会が開催される。御船町が、5億2085万7000円の地域バイオマス利活用交付金を歳入に追加し、国庫補助金の事業者側への同額の歳出を追加する平成20年度御船町一般会計補正予算案を上程、可決される。	乙70	なし
11月12日	熊本日日新聞に御船町白岩産業団地に「竹加工工場が立地、平成21年1月着工予定」の記事が掲載されたことに対し、県から御船町に問い合わせの電話がある。 熊本県「本日の新聞記事の掲載について、企業立地課では聞いておらず、水面下で事務手続を進めていた。立地協定の話はどうなっているのか。分譲についての申し込みも、具体的な事務手続は何らなされておらず、（中略）新聞記事掲載通りの「1月着工」は事務手続上難しい。」 御船町「国からの補助金の受け入れが必要だったので、臨時議会へ提案されたことが、記事となった。当初の計画では県外資本が50%を超過する予定であったが、現段階では、県内資本が80%の状況である。用地については、購入することで、準備している。」	乙71・甲35の2別添「用地関連情報」1枚目	なし
11月14日	第6回竹事業会社設立関係者打ち合わせ 内容 ・10月23日国会議員説明、27日事業計画書提出、30日県庁秘書課協議、11月8日竹林調査開始、11月11日臨時議会報告	乙73	

年月日	事実（赤字は被告加筆）	証拠	争いの有無
11月17日	7月末からの地域説明会状況（質疑要旨など）を芥川氏より九州農政局に報告した。	乙40	
11月18日	熊本県企業立地課職員が御船町を訪問する。 ・御船町から熊本県に対して、御船竹資源㈱の登記簿の写し及び分譲申込みの下書きの写しを交付する。 ・熊本県から法人登記簿上の所在地について訂正を要請する	甲35の2別添「用地関連情報」2, 3枚目	なし
11月21日まで	御船町、国が作成したチェックマニュアルを利用し、御船竹資源(株)による事業計画の審査を行った。  ○事業実施主体 ・事業実施主体の要件を有するか、また、事業実施主体が都道府県、市町村以外の場合、信頼できるものであるか。 →御船町バイオマスタウン構想に掲げる竹資源の有効利活用を実現化するための事業目的会社として平成20年10月17日に設立された企業である。 設立当初は、県内企業1社及び県外企業2社の出資により設立し、後日県外企業1社が参加予定であり、事業実施主体として信頼できる企業である。 ○目標 ・適正な目標の設定 ＜地域モデルの実証＞施設において利用されるバイオマス量と変換後の成果物の量 →本町の竹林面積763haのうち450haから伐り出しを計画しており、発生量に対する利用量も40%をクリアしており適正な目標設定になっている。 ○採択要件 ・採択要件を満たす根拠が明らかか。 ＜地域モデルの実証＞地域で発生し利用可能なバイオマスのうち1種類以上のバイオマスについて、バイオマスタウン構想の公表基準である利活用割合に相当するバイオマス量の利活用が図られ、もって農業等の振興が図られること →本事業は、本町の最大の未利用バイオマスである竹資源を有効利活用することとしており、バイオマスタウン構想に掲げた中期的方針の目標である未利用系バイオマスの50%利用及び効果として明記した新たなバイオマス産業と雇用創出効果と地域の活性化との整合性が図られている。 ○事業費 ・国費以外の資金調達の見込みが立っているか。 →日本政策金融公庫熊本支店と中山間地域活性化資金を活用する方向で検討しており、現在事前協議中である。・融資の事前協議に町も同行 ○事業の持続性 ・原料調達を持続的に行われる見込みがあるか。 →伐採搬出については、町も所有者との管理委託契約の仲介をするなど協力していく考え。かつて竹産業が盛んであったこともあり作業道についても整備率も高く、763haのうち約450haが搬出可能であり、フル稼働時にも原料調達は十分に対応できる。 ・成果物の販売を持続的に行われる見込みがあるか。 →突き板：建材メーカー、住宅メーカー、家具メーカー・竹綿：提携予定事業者・竹粉末：提携予定事業者 突き板についてはシックハウス対策・アトピー対策としての活用が広がっており、また竹綿については、オムツなどの材料としてすでに引き合いが来ている。さらに近年の海外材の供給量が制限・減少してきていることから木材に代わるものとして注目を集めており、販売に於いて持続性が期待できる。	乙25、乙60、甲27	
11月25日～12月5日	九州農政局から御船町に対して販路、単価等についてあらためて問い合わせがあり、御船町芥川氏において応答したほか、九州農政局からも従前の聞き取り等の内容を整理して報告された。	乙61～68	
11月26日	御船町職員が熊本県（企業立地課）を訪れ説明を行う。 県「進捗状況と今後の処理計画、農林水産省の補助金の見込等について説明をお願いします」 町「事業計画については（中略）10月27日に提出した」、製品（竹突き板、薄板、竹綿、竹粉末）を持参する。 竹資源開発㈱は「新規法人であり、内容的には詳しいものがないため、出資者の情報を添付したい」 「NHKからの取材申込みがあっており、白岩産業団地を放映したいとの要請があるが構わないか」 県「NHKについては、現段階では、正式な申込みもあっておらず放映については遠慮してもらいたい」	甲35の2別添「用地関連情報」4, 5枚目	なし
11月27日	九州農政局から御船町に対して、5億2085万7000円の地域バイオマス利活用交付金交付金納付内示がある。	乙76	なされた内示は、「地域バイオマス利活用交付金割当内示」である。
	御船町から熊本県に対して電話をする。 町「12月4日に、分譲申込みを行いたい。その際、御船竹資源㈱の...」社長と...「取締役も同道する。」 「本日付で、内示通知書の交付がなされ受け取った」 県「12月4日は予定どおりOKです。」	甲35の2別添「白岩産業団地用地紹介経過報告」	なし
	御船町が九州農政局に、交付金交付決定前着工届けを提出する（着工予定日同年11月28日）。	乙77	なし

年月日	事実（赤字は被告加筆）	証拠	争いの有無
12月04日	御船町職員及び御船竹資源(株)田中氏が熊本県を訪れ、白岩産業団地について協議をする。 町「出資者に係る資料を添付した」「法人登記簿、定款については現在訂正を行っており近日中には提出できる」「建設着工に向け、契約の前になるが許可等はいただけないか。」 県「契約事務の流れとしては、契約締結後、契約金額の1割相当額を契約保証金として納入して頂き、その後、完納してもらった後、移転登記手続に移る」「分譲、貸付要項では、契約締結後15日以内に契約保証金を支払っていただくことにしているが、契約と同時にすると理解願いたい。また、事業計画そのものの裏付けとなる資料、例えば国からの補助に係る内示通知書等の写しを添付していただけないか。今回土地購入に際し、国の補助対象となっていないことから、その資金の裏付けとなる資料も必要である。銀行からの融資証明や銀行口座における残高証明書等が必要である。面積が確定していないので、詳細な金額は判明しないが、従前の分譲面積に単価改訂後の12,300円/m <sup>2</sup> を乗じた額相当額が必要であり、代金完納が可能であること確認できる資料が必要である。」 町及び会社「了解」	乙78・甲35の2別添「産業団地用地紹介経過報告」	なし
12月08日	御船町(芥川氏)と御船竹資源(株)社長 氏、同社取締役 氏、日本政策金融公庫が融資の協議を行う。同公庫側から、追加資料として「原料(竹)納入の協定書」「将来構想書」等の提出が要求されたほか、「課題」として、「保証は取れるか」「これから審査を行う、融資ができないケースもある」「必ず融資できるとは限らない」「融資額が大きいので早くても3月になる」との認識が示される。	乙80・甲211頁	なし
12月13日	事業化機械設備打ち合わせ(@大阪 近畿環境興産(株)) 参集者 東亜機工(株)、宇部テクノエンジニア(株)、御船竹資源開発(株)、近畿環境興産(株)、(株)ヤスジマ、(株)タイムズ・コーポレーション、(株)アソッカ、御船町 内容 ・事業の進捗状況 ・各社見積もりの提出 ・建築設計図書について ・取り合いの確認・調整 ・次回打ち合わせ日程	乙79	
12月15日	御船町が九州農政局に5億2085万7000円の地域バイオマス利活用交付金を申請する。	乙86	なし
12月18日	九州農政局から御船町に、5億2085万7000円の地域バイオマス利活用交付金交付決定通知が交付する。	乙96	なし
平成21年			
1月9日	肥後銀行が御船町役場に来庁し、融資協議。	甲21・11頁	
1月13日	御船竹資源(株)が、御船町に対し、約5億2100万円の補助金交付申請書及び内2億円の概算払請求書を提出する。	乙97、乙98	なし
1月14日	御船町が、九州農政局に対し、地域バイオマス利活用交付金2億円の概算払を請求する。	乙99	なし
1月15日	日本政策金融公庫から、御船町と御船竹資源(株)に融資審査に関して、経営母体、事業内容、資金、担保など多岐にわたる質問がなされる。なお、「担保については、ご融資対象工場、機械、敷地をお願いしますが、評価によっては別の担保もお願いする場合がございますので、ご承知おきください。」とされている。	乙81、甲21・11頁	なし
1月19日	御船町職員が、林野庁、竹資源活用促進議員連盟などを訪問し今後の事業や竹林整備事業につき打ち合わせた。	乙107	
1月22日	御船竹資源(株)が東亜機工(株)、(株)ヤスジマに対して工事・設備を発注する。発注価格合計1,307,549,250円(東亜機工569,289,000円、ヤスジマ738,260,250円)。	乙100、乙101	なし
	肥後銀行より融資に関して、資本金、経営陣、売上計画等につき質問状が送られる。	乙83、甲21・12頁	なし
1月23日	御船竹資源(株)社長および御船町担当者が、日本政策金融公庫に出向きH21年1月15日付けの融資に関する質問に対して、回答する(一部未回答)。	乙82、甲21・12頁	なし
1月27日	九州農政局から御船町に2億円の地域バイオマス利活用交付金が支払われる。	被告準備書面2・24頁	なし
	御船竹資源(株)、御船町が、肥後銀行に対し、融資に関する質問に関して一部回答する。同回答書において、利活用交付金に関して「事業が途中で立ち消えた場合などには返還の必要が出てくる。」と回答する。	乙84、甲21・12頁	なし

年月日	事実（赤字は被告加筆）	証拠	争いの有無
1月28日	御船町が御船竹資源㈱に対して補助金520,857,000円の交付を決定する。	乙104	なし
1月30日	御船竹資源㈱が㈱中村建設と工場建設請負契約締結する（請負代金491,400,000円）。	乙102	なし
2月10日	御船町が御船竹資源㈱に対し、補助金2億円を交付する。	乙103の1、 乙105、乙106	なし
	御船竹資源㈱が発注した工事・設備代金の一部として、東亜機工㈱に80,000,000円、㈱中村建設に60,000,000円をそれぞれ支払う。	乙103の1、 乙103の2、 乙103の3	なし
2月16日	日本政策金融公庫から御船町と御船竹資源㈱に対し、「計画の妥当性に疑問がある、再度協議があった場合でも難しい」などとして融資を断る旨の連絡がある。	乙108、甲21・11～12頁	なし
	日本政策金融公庫が、九州農政局を訪れ、融資ができない旨の報告をした。	乙123、乙124	
	御船竹資源㈱がヤスジマに対し、発注した工事・設備代金の一部として、44,452,920円を支払う。	乙103-1、 乙103-4	なし
2月18日	肥後銀行から御船町に対して、融資を断る旨の連絡がある。	甲21・11～12頁、乙123、乙124	なし
	御船町が、九州農政局を訪れ、融資協議経過について報告をした。	乙123、乙124	
2月23日	御船竹資源㈱と御船町が、金融機関からの融資断りを受けて竹バイオマス事業の今後について協議する。 以下が協議の概要 芥川：「販路にしてもはっきりとした確証が会社として文書化できないこと、収支計画にしても設定根拠がきちんと示せないのが原因では」 野口：「収支計画にしても事業計画に単価は書いてある。金融は全部読んでいいのか、全部読めばわかるはずだ。販路にしても社長から聞いている。社長に聞いてほしい。国も、金融もそこに行き聞けばわかる。どうして行かないのか分からない。」 野口：「融資が出来ない資金はどうするのか。」 野口：「今資金の調達を行っている。昨年から融資の残額について協議を行っている。ほぼ詰め段階になっている。今週中には決定する。」 山本町長：「いずれにしても、御船竹資源㈱は竹事業を進めていくことでいいのですね。」 山本町長：「3月議会でも質問が揚がっている。町民の期待も大きい、是非成功させてほしい。」 野口：「情報については逐次入れてほしい。最悪補助金返還も考えの中に入れておいてほしい。今のままでは町も厳しい状態。」 山本町長：「質問事項を係で回答できるならこちらでしたほうがいいのではないかと」 芥川：「金融の質問について、答えが出来る部分はほとんどこちらで作って答えてきた。こちらで分からない部分について、氏やコンサルに質問しているが、答えが一部で肝心の価格の根拠の部分がない。」	乙109、乙110	なし
2月23日	御船町は、九州農政局に、日本政策金融公庫及び肥後銀行との融資協議の経過（融資できないとの回答まで）を整理して報告した。	乙123、乙124	
3月19日	御船竹資源㈱が、御船町に対し、用地取得及び建築確認に時間を要し、予定より着工が遅れ収支予算額に変更が生じたことを理由として、御船町補助金等（平成20年度地域バイオマス利活用補助金）を228,064,000円減額する申請がなされる。	乙111	なし
3月23日	御船町が九州農政局に対し、御船竹資源㈱から御船町へ提出されたものと同じ内容の地域バイオマス利活用交付金交付計画変更承認申請書を提出する。	乙112、乙113、乙114	提出されたのは「地域バイオマス利活用交付金変更承認申請書」である。
3月26日～ 3月27日	御船竹資源㈱が地域バイオマス利活用交付金事業のため発注した機器について、御船町が、農政局からの指示により当該設備機器出来高確認を行う。	乙120、乙121	なし
3月28日	同年3月30日までに融資を行うという氏（御船竹資源㈱に10万円出資している者）の確約書が御船町へ提出される。なお、当該確約書には、融資金額の記載はない。	甲23	氏は御船竹資源㈱に10万円出資している者ではなく、10万円を出資している(株)環境資源開発の代表者である。

年月日	事実（赤字は被告加筆）	証拠	争いの有無
3月30日	御船町が、九州農政局に対し、地域バイオマス利活用交付金事業にかかる現在の状況について報告書を提出する。同報告書には「町において事業の支援を積極的に行なっているところ。町として融資がなされるものと確信している」などと記されている。	乙125	なし
	九州農政局が、御船町に対し、平成20年度地域バイオマス利活用交付金額を292,793,000円に減額変更決定した旨を通知する。	乙131	なし
	同日から4月1日まで、3月28日提出の「確約書」に基づく融資について、御船町職員が宮崎市まで御船竹資源㈱と融資先（ 氏）との融資に関する協議の確認に行く。しかし、融資は実行されない。	乙115	なし
3月31日	御船町が、御船竹資源㈱に対し、平成20年度地域バイオマス利活用補助金額を292,793,000円に減額変更決定した旨を通知する。	乙132	なし
4月3日	御船竹資源(株)から、御船町へ平成20年度地域バイオマス利活用交付金事業出来高検査報告書が提出される。	乙122	
4月4日～ 4月7日	御船町職員が、宮崎市へ御船竹資源㈱と融資先（ 氏）との融資の協議の確認に行く。しかし、融資は実行されていない。	乙116	なし
4月6日	御船町が、農水省に対し、地域バイオマス利活用交付金事業実績報告書を提出するのと併せて、交付金92,793,000円の交付を申請する。	乙126 甲21・12～ 13頁	宛先は九州農政局
4月10日～ 4月12日	御船町職員が、宮崎市へ御船竹資源㈱と融資先（ 氏）との融資の協議の確認に行く。しかし、融資は実行されていない。	乙117	なし
4月13日	九州農政局が御船町に対し、平成20年度地域バイオマス利活用交付金の額を292,793,000円に確定したこと及び既に支払済み2億円との差額92,793,000円を別途支出することを通知する。	乙133	なし
4月14日	御船町職員が、宮崎市へ御船竹資源㈱と融資先（ 氏）との融資の協議の確認に行く。しかし、融資は実行されていない。	乙118	なし
4月15日	同年4月17日までに融資を行うという 氏（御船竹資源㈱に10万円出資している者）の確約書が、再度御船町へ提出される。なお、当該確約書には、融資金額の記載はない。	甲23	氏は御船竹資源(株)に10万円出資している者ではなく、10万円を出資している(株)環境資源開発の代表者である。
4月15日～ 4月17日	御船町職員が、宮崎市へ御船竹資源㈱と融資先（ 氏）との融資の協議の確認に行く。しかし、融資は実行されていない。	乙119	なし
4月23日	九州農政局が御船町に対し、地域バイオマス利活用交付金92,793,000円を交付する。	乙134	なし
5月22日	御船竹資源㈱が御船町に対し、平成20年度地域バイオマス利活用補助金92,793,000円を請求する。	甲47	なし
5月25日	御船竹資源㈱代表取締役 氏は、㈱熊電施設の代表取締役でもあったところ、㈱熊電施設は、同社が保有する御船竹資源㈱の株式540株を代金2700万円で御船竹資源㈱に譲渡し、同日、代金2700万円のうち金2400万円を㈱熊電施設は、御船竹資源㈱から受領した。	甲21・13 頁、甲32、 甲48	不知。 また、仮に客観的事実としてかかる事実があったとしても、当時、被告も御船町(職員)も、当該事実の報告を受けておらず、これを知らなかった。
5月26日	御船竹資源㈱の代表取締役に 氏に代わり 氏が就任する。	甲29	なし
5月29日	御船町が、御船竹資源㈱に対し、平成20年度地域バイオマス利活用補助金92,793,000円を支出する。	乙135	なし
	御船竹資源㈱が発注した工事・設備代金の一部として、東亜機工㈱に80,000,000円を支払う。	甲21・16頁	なし

年月日	事実（赤字は被告加筆）	証拠	争いの有無
6月11日～ 6月15日	平成21年御船町議会第2回定例議会が開催される。 御船竹資源㈱の融資に関して、議員からの「さきの議会（3月議会）で池田議員が質問されたときに、遅れている進捗状況の中で、野口企画財政課長が、今週中に銀行の融資の問題が解決すると言う答弁をなさっています。そのことについてはどうなったのですか。その後のことを入手しておられますか。」との質問に対し、山本町長は「この融資が日本政策金融公庫のほうに申込みをするということでやっておりますけれども、こちらのほうから融資できないという返事が来まして、それが2月に入ったわけです。」と回答する。 御船竹資源㈱に対する竹バイオマス補助金について山本町長が「これは20年度事業ですので、すべて支払は終わっている」旨発言し、御船町が、御船竹資源㈱に対し、当該補助金292,793,000円の支払いをしたことを認める。 議員からの「議会でもやはり議決をして補助金ももう既に企業側に行っているということですよ。そうすると、全然町に損害はないような答弁ですけれども、これは考えますと、やはり議決している、これは町がもしものことがあったときにはその分は国に返還せよんことにはならないのですか、どうですか。」との質問に対し、山本町長は「万が一のことはできるだけ避けたいわけで今進めておりますけれども、もしそのような場合が起きたときには、町から事業主体のほうに補助金返還を命令するという形になります。」と回答する。 また、山本町長は「事業主体が辞退をされない限り、町がやめるということではできません。」と発言する。	甲21・17頁 甲49・55頁～57頁、 59頁	なし
6月23日ころ	氏が、御船町の竹バイオマス事業の担当者に対して「経費がなくなったから補助金を経費に充てます。」といったところ、同担当者は「本来は補助金は機械購入に充てることになっているので、経費に充ててはいけませんよ。すぐに埋め戻してください」と発言する。	甲44・3頁	「融資を受けるための経費に使ってよいか」と尋ねられたことがあり、「補助金は、機械購入など申請したものにしか使えないのでいけない」と注意したことがある。 流用した旨を聞いたことはなく、「埋め戻してください」などと発言したこともない。
6月23日	氏が、初めて、竹バイオマス補助金のうち200万円を目的外使用する。	甲43	不知
7月29日	御船竹資源㈱が発注した工事・設備代金の一部として、㈱ヤスジマに13,700,000円を支払う。	甲21・16頁	なし
10月1日	平成21年第8回御船町議会全員協議会が開催される。 山本町長が報告の中で「この事業の簡単にいいますと一番のつまづきは日本政策銀行のほうに、金が下りると、普通、国の補助金が出たら下りると思うわけですね。そこがちょっとやはり、竹資源のほうも甘かったのかなと、うちもそうですけども」と発言する。 用地取得に関して議員からの「県の白岩工業団地です。あそこは借地という形はとれんとですか。」との質問に対し、山本町長は「借地でも取れないことはないですが、この事業は借地じゃできないんです。この事業自体がですね。バイオマスタウンの事業の」と回答し、続けて「どうしても購入せにゃいかんのですか。」との質問に対し「はい。ほかの事業だったらそういうのも可能なんです。この事業についてはですね。」と回答する。	甲21・17頁 甲50・4頁、6頁	なし
10月7日	平成21年第9回御船町議会全員協議会が開催される。 山本町長が、説明の中で、御船竹資源㈱の自己資金調達に関して「明日は明日で来ていまして、もう2～3日前から話は向こうの方からも入ってきておりますので大丈夫と思っておりますけれども、数%は空中分解の可能性も残っております。数%ですね。これは可能性としてとらえていただきたいと思います。」と発言する。	甲21・17～18頁、甲51・2頁	なし
11月10日	平成21年第11回御船町議会全員協議会が開催される。 山本町長が、御船竹資源㈱の自己資金調達に関して「先ほど電話がありました。もともと20億円の事業で半分だけ10億円は確保できた。もう一つは、白岩工業団地の1億8,500万円、約12億円ですね。12億円のほうは御船竹資源のほうに融資できますということでさっき電話がありました。」と発言する。 自己資金の調達に関して、 議員：「頓挫しますと言うがな、結局今の要するに、この前でも何でも来て説明された人たちですよ。その人たちの自己資金が不足しているわけでしょうが。」 山本町長：「だけん、自己資金が、今言うたようにできるとなったんです。」 議員：「それは、だから、会社を作る時点で、やはり自己資金ぐらい調達できんで借入金だけで立ち上げようなんて、それは一番から無理な何ではなからうかと、私は思いますけれどね」 山本町長：「もともと無理ですよ、そういうことの言い方をするならですね。もともとこの事業自体が無理なのですよ。」 との答弁を行う。	甲21・18頁、 甲52・6、7、8頁	なし
平成22年			
1月15日	山本町長が御船町議会において、13億円の融資元として、財団法人聖徳太子会の説明をする。	甲21・5、15頁	なし
2月9日	御船竹資源㈱が御船町に対し、文書で本件補助事業断念の事実を伝える。	乙136	地域バイオマス利活用補助金を使っている事業（補助事業）としての断念と聞いている。
2月18日	御船町は、九州農政局に対し、地域バイオマス利活用交付金事業実施計画の中止協議の申し入れをした。	乙137	



年月日	事実（赤字は被告加筆）	証拠	争いの有無
3月5日	九州農政局が本件バイオマス補助事業の中止を承認し、同年3月15日までに返還時期を文書で報告するように指示する。	乙139	なし
3月4日～ 3月10日	御船町議会3月定例議会の一般質問において、山本町長が「事業が中止になったのは、自己資金が得られなかったため」であるとする答弁を行う。また、平成21年2月ごろ、日本政策金融公庫からの融資についての感触を質問されたのに対し、野口課長は「融資が非常に難しいという感触は持っていました。」「公庫と申しまして一金融機関ですので、非常に審査は厳しいと。農政局はその計画を大丈夫ということで交付金が決定をしたわけですが、公庫という金融機関においては審査というのは非常に厳しい」、「総額的に20数億円ということで、金額が多すぎるのではないかとということを公庫から『なかなか厳しいですよ』という話の中であったように記憶しています」と答弁する。	甲19・296 頁、307頁	山本町長の答弁はレトロにみでの発言であり、また、野口課長の答弁は、御船竹資源(株)が融資を受けられないであろうとの印象をもったとの趣旨ではなく、審査が非常に厳しい、すなわち手続上求められる説明や資料の徴求が厳格であってすぐに通るものではないとの趣旨であった。
3月12日	九州農政局からの平成22年3月5日付け文書に対し、御船町が292,793,000円を平成22年4月30日までに返還する旨通知する。	甲53	なし
3月17日	御船町が御船竹資源株に292,793,000円の返還を求める文書を送付する。	乙140	なし
3月31日	御船竹資源株から御船町に対し、「書類不備により」平成22年3月31日までに補助金返還出来なかったこと、4月1日5時までに返還する趣旨文書が提出される。	乙141	なし
4月7日	平成22年第1回御船町議会（4月会議）において、「平成22年度御船町一般会計補正予算」が反対多数で否決される。	乙145	なし
4月27日	御船町が、九州農政局に対し、交付金返還の延期を申し入れる。	乙148	なし
5月7日	御船竹資源株から、御船町に対し、補助金返還の遅延及び期限猶予の報告書が提出される。	乙149	なし
5月14日	御船町議会から、九州農政局に対し、「御船町と国との話し合いの中で、平成22年4月7日の時点で利子が発生する状況にあったのか」否か等についての依頼書を提出する。	乙151の2	なし
5月24日	九州農政局から、御船町議会に対して、平成22年5月14日付けの依頼書に対する回答として、「平成22年4月7日時点では、国に対して御船町から自主返還を行うとの説明がなされていたため、利子が発生するという状況ではなかった」、「ただし、一般論として自主返還ではなく適正化法が適応されれば加算金が発生することもありうる」との説明は行っている」という返答がなされる。	甲54	なし
5月26日	原告らを含む住民グループが、御船町監査委員に対し、山本町長が御船竹資源株に支出した補助金を御船町に返還するよう求める御船町職員措置要求書（住民監査請求）を提出する。	甲3	受理されたのは平成22年6月7日である。 また、支払を請求することを求めていたのは、御船竹資源(株)に交付した金2億9279万3000円のうち、平成21年5月29日に町が交付した補助金9279万3000円であった。
6月11日	御船町から九州農政局に対し、「地域バイオマス利活用交付金事業実施計画の中止に伴う交付金返還について（お願い）」と題する文書が提出され、交付金返還を同年9月30日まで猶予して欲しい旨を願い出る。	乙154	なし
7月23日	原告らを含む住民グループが平成22年5月26日付けで提出した住民監査請求に対して、御船町監査委員から「請求の趣旨は理解できるが、山本町長は、現時点では町に損害を与えておらず損害賠償を求める請求には理由がない」との結果報告がある。	甲4	なし
9月14日	御船町が、御船竹資源株に対して、補助金返還のスケジュール等の報告を求める文書を出す。	乙158	なし
10月7日	御船町が、御船竹資源株に対して、補助金返還の請求書を出す。	乙159	なし
10月25日	御船町バイオマス資源利活用事業に関する調査特別委員会（いわゆる100条委員会）が最終報告書を作成する。	甲21	なし

年月日	事実（赤字は被告加筆）	証拠	争いの有無
10月29日	御船町議会から山本町長に対して、「御船竹資源㈱への補助金2億9279万3000円について返還命令を出すとともに、すみやかに法的手続きを行い債権の回収に全力を尽くすこと」との要望書がだされる。	乙160	なし
11月2日	九州農政局から御船町町長に対して、地域バイオマス利活用交付金事業実施計画の中止に伴う交付金の返還手続きを速やかに開始するように求める文書が送達される。	乙161	なし
11月12日	御船町が、御船竹資源㈱に対して、「補助金の適正化に関する法律及び同法施行令に基づく交付決定の取り消し措置が行われ、返還命令が出されることは必須の状況である。返還命令が成された場合、加算金が発生し更なる負担が強いられることになる。ついては、速やかに本事業によって受領された補助金の返還をされたい。」と記載した補助金の返還請求書を出す。	乙163	なし
11月29日	平成22年度第9回御船町定例議会開催される。 御船町の財政調整基金を取り崩し、国に対して補助金2億9279万3000円を返還する旨の補正予算案が上程、賛成多数で可決される。 企画財政課長竹下氏「返還命令が出されることは必須の状況である。返還命令がなされた場合、加算金が発生し更なる負担が強いられることになる。」（乙167、20、21頁） 同竹下氏「現在はまだ農政局は自主返納ということを受けた状態のままで、町との協議で今現在まで延びております。」（乙167、38頁） 加算金の金額についての質問に対して、同竹下氏「その計算というのは、やってはいるのですが」（乙167、54頁） 総務課長野口氏「国のほうも命令を出さずに待っていただいている。」（乙167、48頁）	乙166、167	なし
12月7日	御船町が、御船竹資源㈱に対して、御船町補助金交付規則に基づき補助金の交付取消決定を通知し及び補助金の返還命令を出す。	乙168	なし
平成23年			
1月12日	九州農政局が、御船町に交付金相当額2億9279万3000円の返還に関する納入書類送付される。	乙172	なし
1月17日	山本町長が町民に「御船町竹バイオマス事業における措置と今後について」と題し、「加算金等（11月議会時点で約5700万円相当）が付加されることも考えられ、国との協議を重ねた中で、自主返納という加算金等が付加されない方法で進めて参りました。」と記載された文書を配布する。	乙171	なし
1月31日	御船町が、御船町財政調整基金を取り崩し、九州農政局に2億9279万3000円を納付する。	乙173、174	なし
2月15日	原告らが、御船町監査委員に対して、御船町長山本孝二に対し、国に返還した2億9279万3000円を町に支払うことを求めた御船町職員措置請求を行う。	甲5の1	なし
2月16日	山本町長が町民に対して、御船町竹バイオマス事業における措置と今後の対応についてと題した文書を配布する。	乙175	なし
4月15日	原告らの住民監査請求について、御船町監査委員が御船町長山本孝二に対し、2億9279万3000円を御船町に支払うことを求める勧告する。	甲1	監査委員の「勧告」は、御船町長職務代理者宛てであった。
5月16日	山本孝二町長が、監査委員による2億9279万3000円の支払い勧告に対して、支払いを拒否することを文書で通知する。	甲2	なし
6月14日	原告らが御船町長山本孝二を被告として、本住民訴訟を熊本地方裁判所に提起する。		なし
11月28日	東京地方裁判所における原告 〇〇氏と被告栗原秀子議員（当時）の民事訴訟において、〇〇氏が「御船町との関わり合いも一切無いこと」「御船町の竹バイオマス事業に関する融資に関する書面を作成したことも一切無い」旨言明した。そして、平成22年6月21日に御船町長山本孝二氏及び同町職員吉本氏が、同年9月7日には同山本氏及び御船竹資源㈱代表取締役が、〇〇氏の元を訪れ、〇〇氏の名義を使用して13億円の融資話を御船町議会で使用したことを謝罪したことにより、根木氏が御船町の竹バイオマス事業とは無関係であり、13億円の融資話も架空のものであったことが明らかにされた。 このような経緯に鑑み、1 栗原氏が平成23年11月30日までに、〇〇氏に関するホームページ上の記載を削除ないし訂正することを誓約する。2 〇〇氏は栗原氏が前項の削除、訂正を行うことを条件に栗原氏に対する請求を放棄する。（以下略） という条項の訴訟上の和解が成立する。	甲25	甲25の記載としては認める。
平成24年			
8月15日	御船竹資源㈱代表取締役（〇〇氏）及び同社が本件補助金1046万円の目的外使用の事実に対して補助金適正化法違反で起訴される。	甲42、43、44、45	不知
8月28日	熊本簡易裁判所が、御船竹資源㈱に対して罰金30万円、同社代表取締役に対して罰金20万円の有罪判決（略式命令）を下す。	甲46	不知